

公益社団法人日本女子体育連盟 スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.japew.net/

原則	審査項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現時点で、策定できていない。 本連盟の目的は「我が国における女子体育の普及振興を図り、生涯にわたる女子体育に関する研究と実践等の事業を行い、もって全ての人の心身の健全な発達に寄与すること（定款）」であり、特にダンスの普及振興を目指して活動をしている。この目的のために各種事業を行っており、理事会、総会、正会員懇談会などで意見交換の場を設けて、意見集約をしながら組織運営に関わる現状把握と、その課題解決に取り組んでいるが、具体的な中長期ビジョンを策定し、公開するには至っていない。今後、組織運営に関する中長期基本計画を策定し、公表していく。
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	現時点で、ガバナンスやコンプライアンスに知見を有する人材の採用及び育成に関する計画は策定できていない。今後は、理事他、構成員に幅広く意見を募ってその採用及び育成に関する計画を策定していく。
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財政の健全性を保つために、財政状況について税理士の指導を受けながら進めている。また、理事会、総会などで、理事ほか、構成員から、幅広く意見を募って財政状況の把握や課題克服のための検討をしている。しかし、それを中長期的な計画として策定し、公表することができていない。今後、策定して公表していく。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現時点では、理事19名で、全て女性である。本連盟からの理事が14名、全国の加盟団体からの理事5名という構成である。またその中に男性の外部理事1名を含むことを検討している。 監事は、現在女性2名であるが、来期は外部男性1名、女性1名とする計画である。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事は18名以上20名以内と定款で定めており、公益社団法人として活動することに適正な規模であると考えている。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事就任時の年齢制限を設けていない。特に生涯スポーツにおいては、優れた現役の地域スポーツ指導者が理事となることに、年齢の制限を設ける合理的な理由はないため。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	会長の任期は1期2年とし、再任を含め6年までとしているが、理事の再任回数の上限を設けていない。 <b>【例外措置または小規模団体配慮措置】</b> 組織運営及び業務執行上、特に10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事について、今後、理事会及び総会において、実績等を示して正当に選任されるようにする。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者選考委員会を特に設けていない。
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	審査基準は特に設けていない。
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	整備している
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	整備している
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	整備している
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	整備している
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	スポンサーシップ、試合の放映、商品化等の付随的的事业を実施するためのNFの権利に関する規程等について、制定していない。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	総会または理事会等において、コンプライアンスに関する研修を行う事を計画している。

原則	審査項目	自己説明
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	主催しているダンスの全国大会の参加指導者向けの教育は行っているが、より、幅広く実施できるように検討していく。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	税務、会計における専門家のサポートを日常的に受けている。ただし、法律に関するサポートについては、まだ構築できていない。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。会計士・税理士のサポートがあり、監事を補助する事務局の会計担当者を置いている。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	適正に処理している
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	ウェブサイトにて情報開示している。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手の選考をする団体ではないため該当しない。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況を開示している